

第8章 実施計画の評価・見直し

1 基本的な考え方

特定健康診査等は、糖尿病等の生活習慣病有病者及びその予備群の減少を目的として、特定健診受診率・保健指導実施率・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率に係る目標を掲げ計画的に実施するものです。この目的に資する事業とするために、具体的な評価内容を設定し、毎年度、事業の実施状況及び成果に関する評価を行うとともに実施方法等の見直しを行います。

2 評価方法

(1) 実施及び成果に係る目標の達成状況

第4章 目標 で設定した特定健康診査・特定保健指導の目標値の達成状況及びその経年変化の推移について把握し、毎年度評価していきます。

(2) 評価方法

前年度の特定健康診査等の結果データから作成する国への実績報告を、評価として活用します。

3 見直し

計画の中間年度にあたる 2021 年度に中間評価及び見直しを行い、2023 年度に最終評価を行うこととします。